



職員の懲戒処分を行いました

ハラスメント行為を行った職員2名の懲戒処分を行いました。

1 処分日

令和7年(2025年)2月28日(金)

2 被処分者・処分内容等

所属部局等	処分内容	処 分 理 由
【1】 県民文化部 現地機関 主査 45歳 男性	減給 2/10 4月	令和3年度に、後輩職員1名に対し、執務室内において、睨んだり、大きくため息をつきながら、周囲の職員も恐怖感を覚えるような態度や口調で感情的に厳しく詰問するパワーハラスメント行為を複数回行った。 また、断れない状況下にある当該職員に対し、業務時間外や休日に、好意を示す私的なメッセージを送信して不快感を与えたほか、夜間二人きりでの食事やドライブに執拗に誘い、複数回同行させるなどのセクシュアル・ハラスメント行為を行った。 これらの行為を数か月にわたって繰り返した結果、後輩職員は心身に不調を来し、約1か月間出勤できない状態となった。
【2】 県民文化部 現地機関 主査 50歳 男性	減給 2/10 2月	令和4年度から令和6年度にかけて、後輩職員3名に対し、自身の担当業務にも関わらず、関係者との会議等の開始直前に司会進行を指示し、必要な準備をさせないまま対応を強いた。 また、会議等の終了後に後輩職員に対し、公用車内の二人だけの状況で、会議の失敗を威圧的な態度と強い口調により詰問するなどのパワーハラスメント行為を、それぞれの職員に対し約3か月にわたって継続的に行った。 これらの行為を繰り返した結果、2名の職員が心身に不調を来し、それぞれ約4か月間出勤できない状態となった。

※この他に管理監督者10名に対し、それぞれ、訓諭、厳重注意、口頭注意を行った。

(問合せ先)

担 当 総務部コンプライアンス・行政経営課
青木、中山

電 話 026-235-7029 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2553

F A X 026-235-7030

E-mail comp-gyosei@pref.nagano.lg.jp